

# 誰もが自分らしい生き方を選択できる 男女共同参画社会をめざして

狛江市男女共同参画推進計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

狛 江 市

前原公園（とんぼ池公園）



## はじめに



狛江市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成 22 年 3 月に狛江市男女共同参画推進計画を策定し、この計画を基に施策を進めてまいりました。

計画の策定から 5 年が経過し、少子高齢化や核家族化の進展、雇用形態の多様化や就労環境の変化等、私たちの生活を取り巻く社会環境に関する課題はますます増えています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、男女共同参画の視点による日頃からの災害対策の重要性が浮き彫りになりました。

こうした現状を踏まえ、施策や事業を検証し見直しを行い、平成 27 年度からの 5 年間の計画としてまとめました。基本理念として新たに「誰もが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会をめざして」を設定し、すべての市民一人ひとりが、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

計画の改訂にあたり、「狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会」において狛江の男女共同参画社会の実現に向け、様々な議論を重ねご検討いただきました。

委員会の中で重要視された「暴力の根絶に向けた取組み」、「ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み」、「子育て・介護への支援の取組み」の 3 点を重点テーマとして設定し、力点を置いた施策を推進していきます。特に介護と仕事の両立や家族介護者の負担についての課題を捉えた委員会の提案を受け、介護への支援について重点テーマに設定しました。

男女共同参画社会の実現につきましては、行政だけでなく、市民、事業者、関係機関の連携・協力が必要不可欠となります。特定の人のみの問題ではなく、男女問わず幅広い年齢層に共通する施策・事業を推進し、暮らしやすい男女共同参画のまちづくりに取り組んでまいります。

本計画の推進にあたり、あらためて市民の皆さまをはじめ、関係するすべての皆さまにより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画改訂過程において、市民意識調査や市民説明会、パブリックコメントにご協力いただいた皆さま、活発なご議論をいただいた改訂委員会の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

狛江市長 高橋 都彦



# 目次

## I 総論

1 計画の意義.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 市民参加による計画改訂.....	2
5 本計画の特徴.....	3
6 計画の推進.....	4
7 狛江市における男女共同参画の現状と課題.....	5

## II 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	14
2 基本目標.....	15
3 重点テーマ.....	16
◇ 重点テーマの目標指標一覧.....	17
4 計画の体系.....	18

## III 計画の内容

1 男女共同参画の意識づくり.....	20
2 人権が尊重される社会の形成.....	23
配偶者等からの暴力の防止と被害者支援<狛江市配偶者暴力対策基本計画>.....	26
3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり.....	29
4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進.....	31
5 子育て・介護を支える環境の充実.....	33
6 男女共同参画推進のための体制の強化.....	37

#### IV 参考資料

1	狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会委員名簿	40
2	狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会開催状況	40
3	狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会設置規則	41
4	男女共同参画推進に関する国内外の動き	42
5	関連資料	45
	(1) 男女共同参画社会基本法	45
	(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	51
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	63
6	用語解説	66

# I 総論

- 
- 1 計画の意義
  - 2 計画の位置づけ
  - 3 計画の期間
  - 4 市民参加による計画改訂
  - 5 本計画の特徴
  - 6 計画の推進
  - 7 狛江市における男女共同参画の現状と課題

## 1 計画の意義

本計画は、男女が自立した個人として互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野で男女共同参画する社会の実現を目的とする計画です。

狛江市では、平成 13 年 3 月に策定した狛江市女性行動計画 2001「こまえ男女平等推進プラン」を発展的に引き継ぎ、平成 22 年 3 月に「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」を策定しました。

このたび、計画期間が満了することに伴い、狛江市における男女共同参画を取り巻く現状や課題をふまえ、狛江市男女共同参画推進計画を改訂することとしました。男女共同参画社会の構築をさらに進めるため、本計画に基づき施策・事業を総合的かつ計画的に推進してまいります。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、狛江市第 3 次基本構想・後期基本計画の個別計画として定めるもので、他の個別計画等との整合性を図り改訂しています。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画の基本目標 2「人権が尊重される社会の形成」の「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村基本計画」として位置づけ、「狛江市配偶者暴力対策基本計画」とします。

## 3 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画とします。

## 4 市民参加による計画改訂

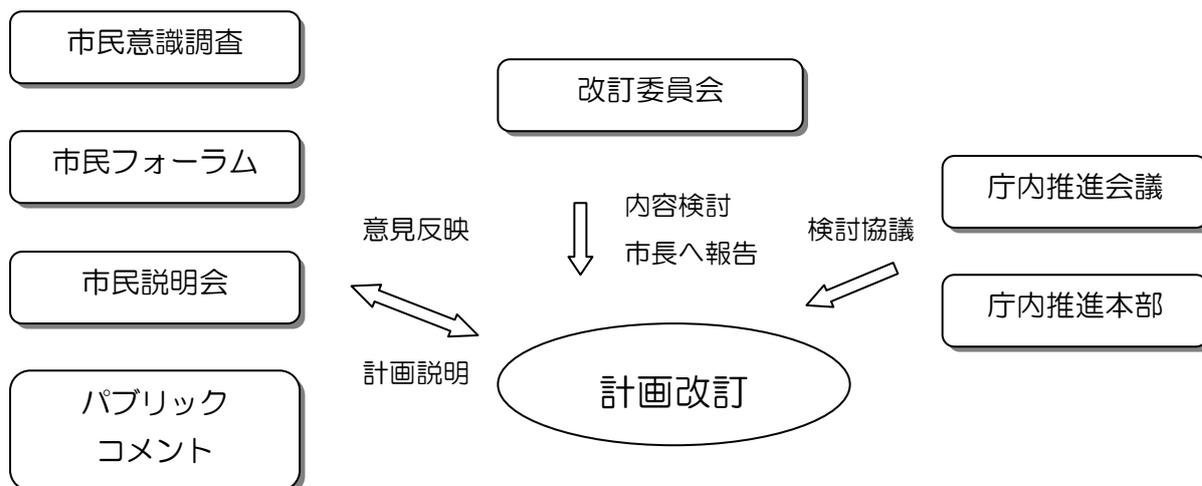
「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きるこまえ 21 プラン～」を改訂するにあたり、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、市民の意向や実態等を把握しました。計画案については、広報紙やホームページなどを通じて公表し、市民フォーラムや市民説明会、パブリックコメントにより市民の皆さまの意見をうかがいました。

また、公募市民委員と学識経験者、有識者、市職員による「狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会」を設置し内容等を検討し、改訂委員会からの報告をふまえて計画を改訂しました。

---

◇パブリックコメント 行政機関が政策等を策定するにあたって、事前にその計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するものです。

## <計画改訂体制>



## 5 本計画の特徴

狛江市男女共同参画推進計画「ともに生きるこまえ21プラン」(平成22年3月策定)の取組みの検証と、狛江市男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年実施)、その他、市の現状をふまえ、以下の点を重視して計画の見直しを行いました。

### ○ 重点テーマの設定

前計画の取組みを引き継ぎ、重点テーマを設定しました。

- ・暴力の根絶に向けた取組み
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み
- ・子育て・介護への支援の取組み

特に近年叫ばれている介護の問題を重点テーマに位置づけました。

### ○ 目標指標の設定

重点テーマの分野について、指標と数値目標を設定しました。これにより、進行管理を明確化します。

### ○ 新しい取組みの追加

よりわかりやすく実効性を高めるため、事業の見直しを行い整理するとともに、新しい取組みを加えました。

- ・様々な人権侵害への対策(ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策、配偶者暴力相談支援センター機能の検討)
- ・あらゆる分野への男女共同参画(防災分野への男女共同参画の視点を活用、地域活動を担う女性リーダーの育成)
- ・市民参加の促進(男女共同参画推進委員会の取組みの推進、市民への計画の周知)

## 6 計画の推進

### (1) 推進体制

〔市民の視点からの推進〕

公募市民委員と有識者で構成する「狛江市男女共同参画推進委員会」において、計画の推進を図ります。

〔庁内の推進体制〕

全庁にわたる横断的な推進体制としての「庁内推進本部・庁内推進会議」等による総合的な施策の推進と調整を行います。

### (2) 市民との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民、事業者等と市との連携や協働は欠かせません。市、市民、事業者等との役割分担を明確にし、連携・協働して事業の推進を図ります。

### (3) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年度庁内推進本部・推進会議において施策事業の進捗状況の報告と評価を行います。結果を次年度に反映し、計画推進を図ります。

### (4) 国や東京都、他の自治体、関係機関との連携

計画の推進には、国や東京都、他の自治体、関係機関との連携を深めることが重要です。情報交換・連携を密にしていきます。

他自治体との広域連携の取組みを促進し、効果的な事業実施を進めていきます。

#### <市・市民・事業者の役割>

〔市の役割〕

市は、総合的な男女共同参画施策の着実な実施に努めることをその責務とします。施策の実施にあたっては、市民、事業者等と相互に連携協力し、男女共同参画社会の実現を図ります。

〔市民の役割〕

市民は、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。

市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。

〔事業者の役割〕

事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の促進に努めることをその役割とします。

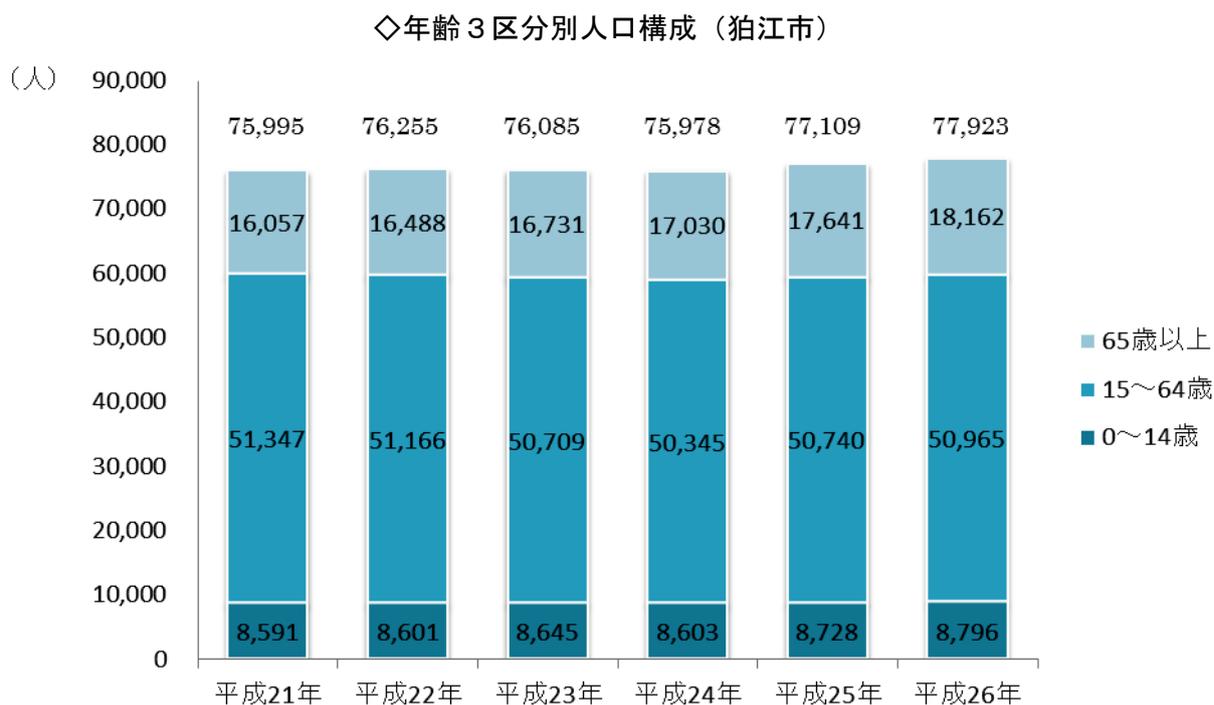
事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。

## 7 狛江市における男女共同参画の現状と課題

### (1) 狛江市の人口と世帯構成

狛江市の人口は平成26年1月1日現在で、77,923人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、65歳以上の割合は、平成21年から平成26年の5年間でも21.1%から23.3%と増加しており、今後もますます高齢化が進むと予測されます。



(%)

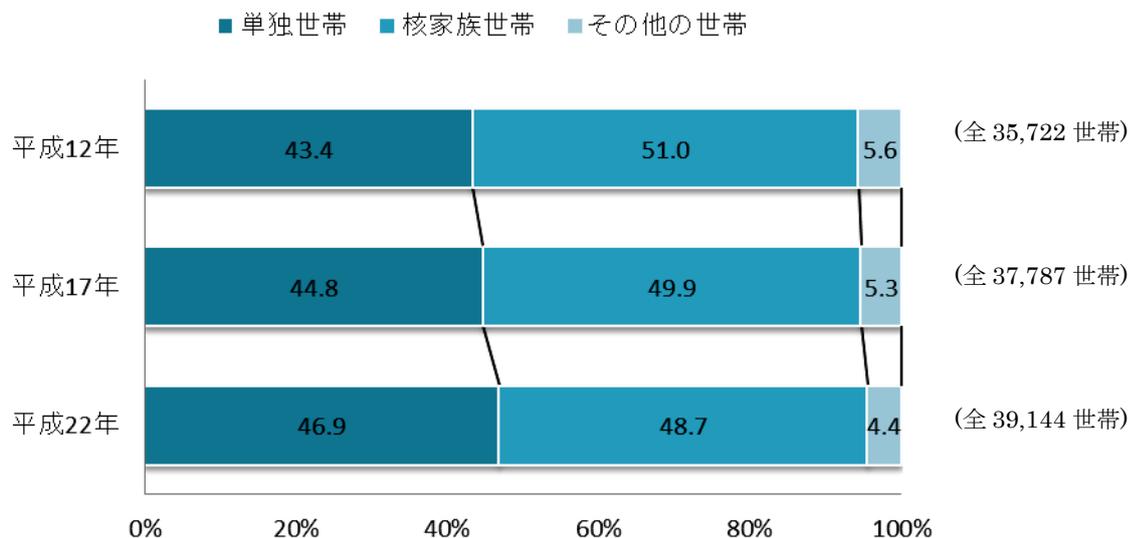
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～14歳	11.3	11.3	11.4	11.3	11.3	11.3
15～64歳	67.6	67.1	66.6	66.3	65.8	65.4
65歳以上	21.1	21.6	22.0	22.4	22.9	23.3

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

狛江市の世帯類型の構成比をみると、「単独世帯」、「核家族世帯」が多く、「その他の世帯」は年々減少しています。

高齢社会や核家族化が進む中、女性も男性もいきいきと暮らしていけるまちづくりを行っていくことが課題です。

◇世帯類型構成比

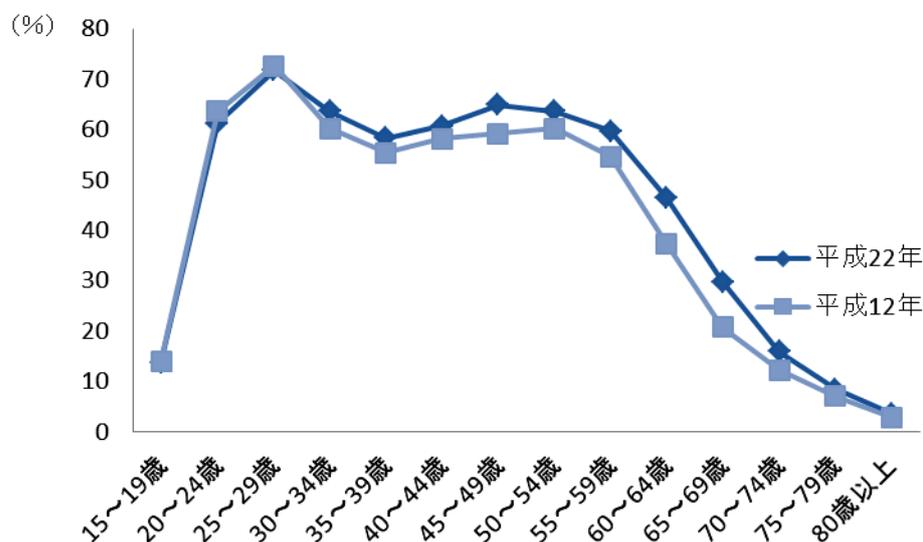


資料：国勢調査

## (2) 就労環境、家庭環境等の現状と課題

狛江市の女性の労働力率をみると、25～29歳で高くなっており、その後減少し再び40～44歳で上昇しています。いわゆるM字曲線を描いており、働いていた女性が結婚や育児で仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向がわかります。

◇15歳以上の女性の労働力率

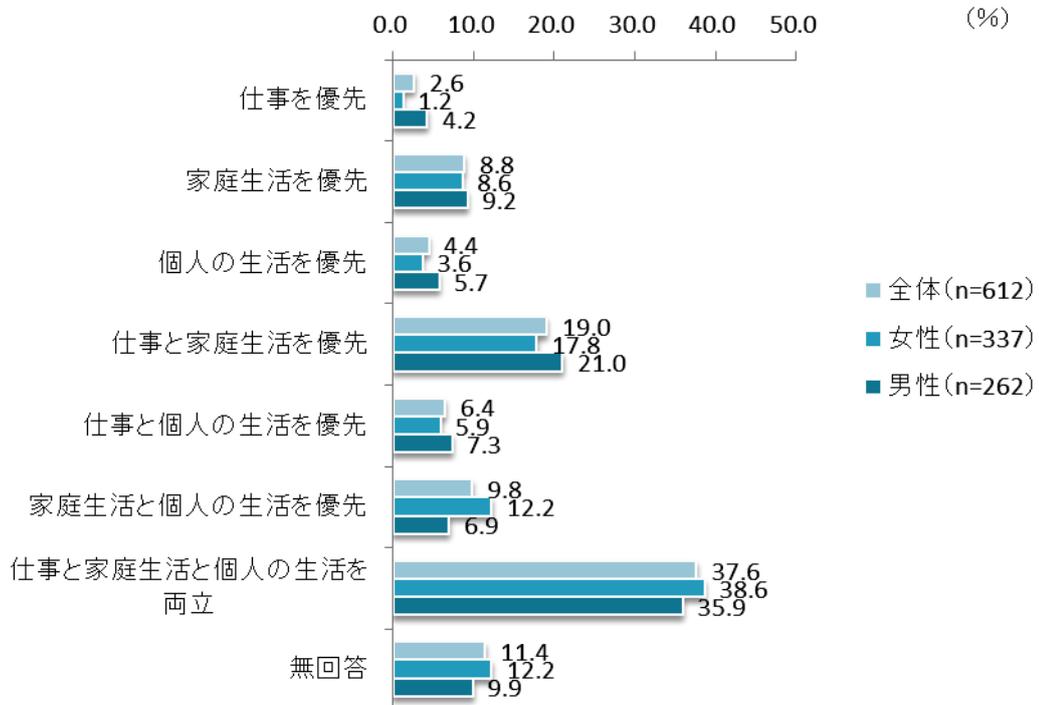


資料：国勢調査

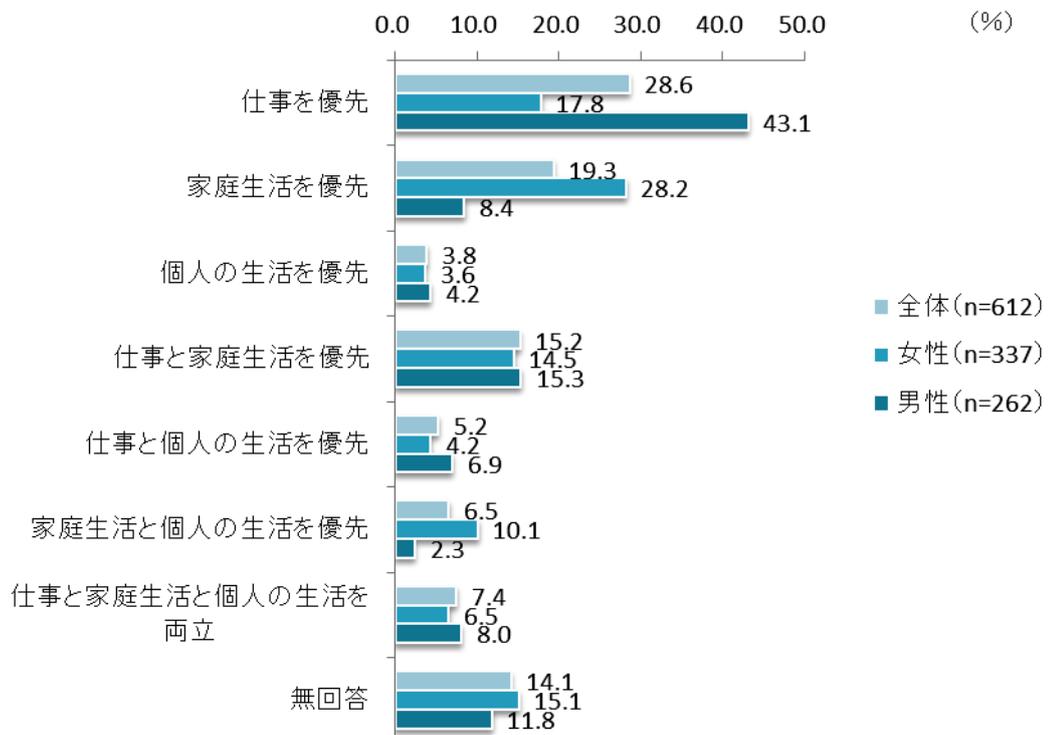
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の状態については、4割近くの方が「仕事と家庭生活と個人の生活を両立」を希望しているのに対し、現実には、男性は43.1%の方が「仕事を優先」、女性は28.2%の方が「家庭生活を優先」となっています。

◇ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

【希望】



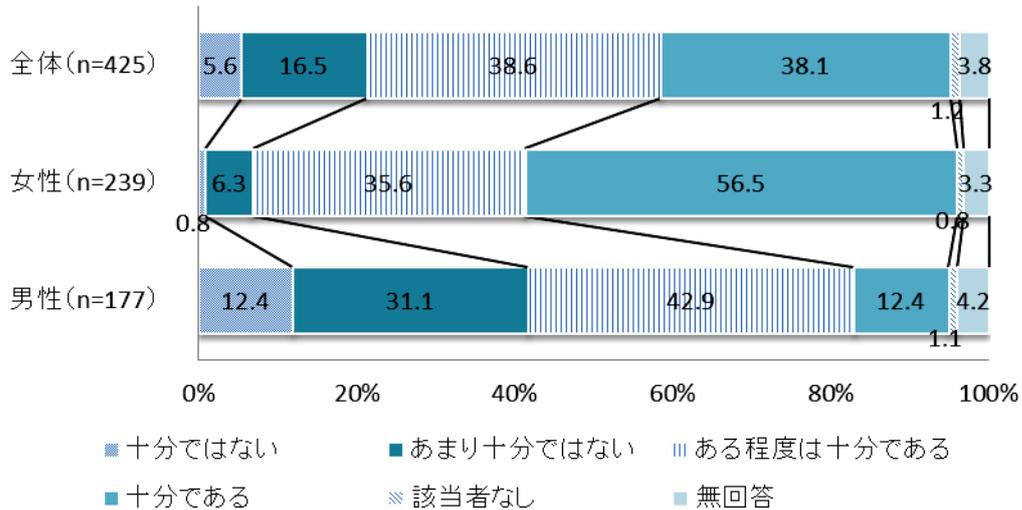
【現実】



資料：狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

子育て経験者に子育てへの関わりについて質問したところ、男性の5割弱が「十分ではない」「あまり十分ではない」と回答しています。

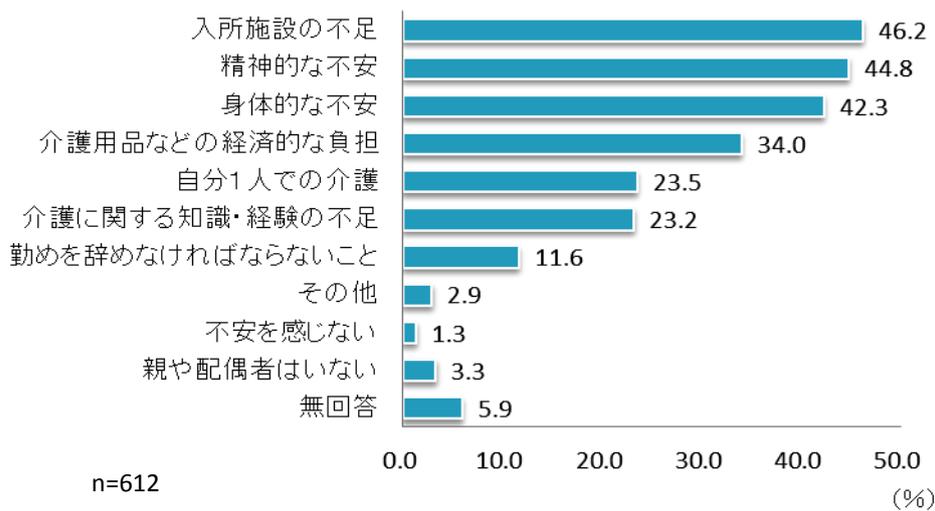
#### ◇子育てへの関わり



資料：狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

近年、介護について不安をかかえている方が増え、様々な問題となっています。女性、男性ともに仕事もその他の生活も両方充実できる、就労環境や家庭環境をつくっていくことが課題です。

#### ◇介護に対する不安の原因



資料：狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

#### ◇ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

(3) 配偶者等からの暴力をめぐる状況と課題

狛江市でのドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数は、平成25年度は69件となっています。近年は男性からの相談もあります。

◇DVに関する相談件数

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子・女性相談 (子育て支援課)	41	44	73(1)	68(5)
女性悩みごと相談 (政策室)	2	3	1	1

\* 延べ件数

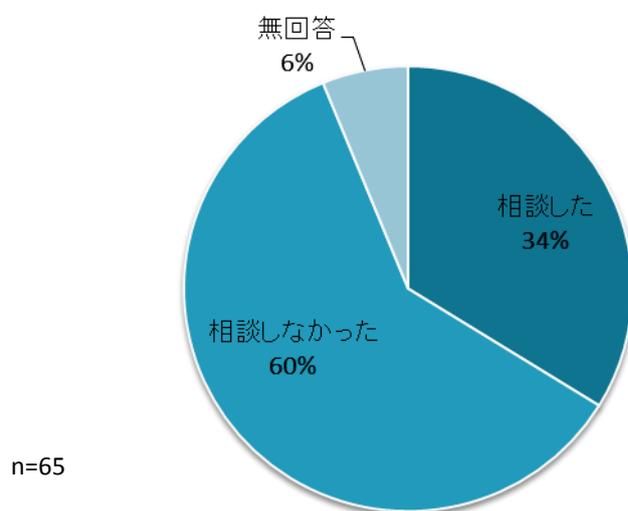
\* ( ) は男性からの相談

資料 狛江市子育て支援課・政策室

配偶者や交際相手からDVを受けたことがある方のうち、誰(どこ)にも相談しなかった割合が6割という結果も出ています。

被害者支援の充実を図るとともに相談機関の周知も課題となっています。

◇DVを受けたことがある方のうち誰かに相談した人の割合



資料 狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

◇ドメスティック・バイオレンス（DV）

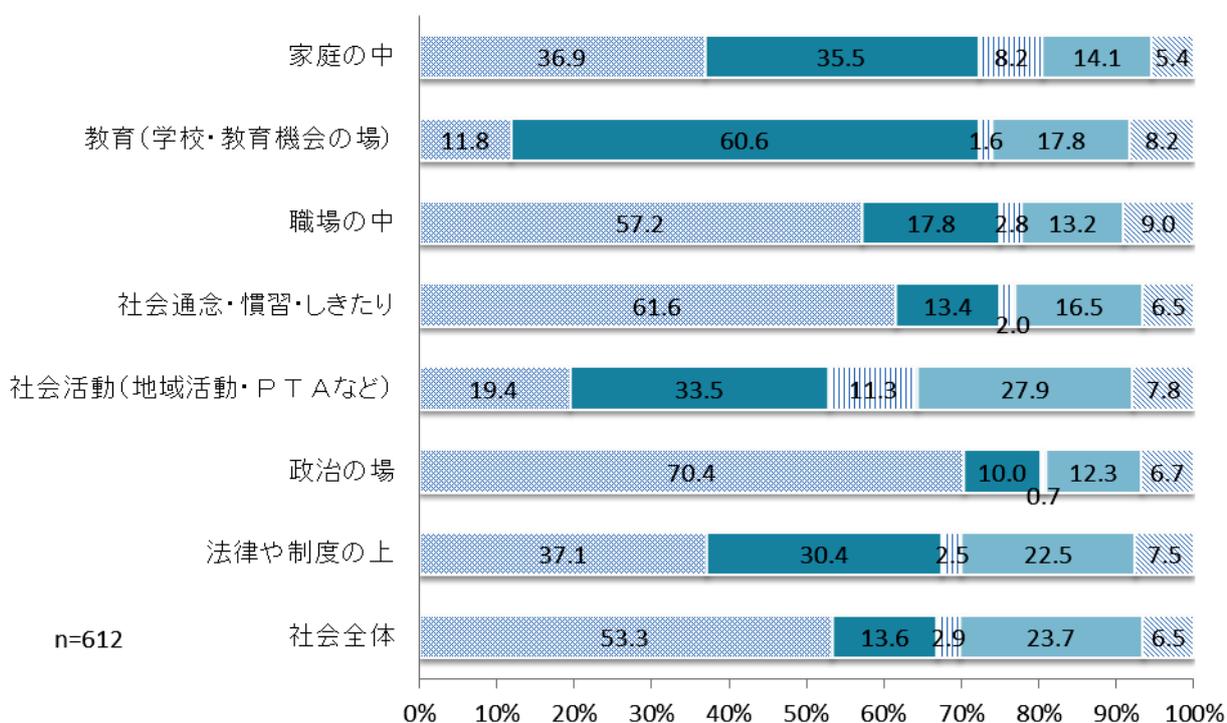
夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力の他、性的暴力や言葉による精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、外出を制限する等の社会的暴力があります。

#### (4) 男女共同参画を取り巻く課題

男女共同参画社会の実現のためには、学校、職場において、地域、政治の場等、それぞれの場で課題を解決していかなくてはなりません。男女の地位の平等感については各環境によって異なっていますが、社会全体として平等と感じている方の割合は少数となっています。

##### ◇男女の地位の平等感

■ どちらかといえば男性が優遇 ■ 平等 ■ どちらかといえば女性が優遇 ■ どちらともいえない ■ 無回答

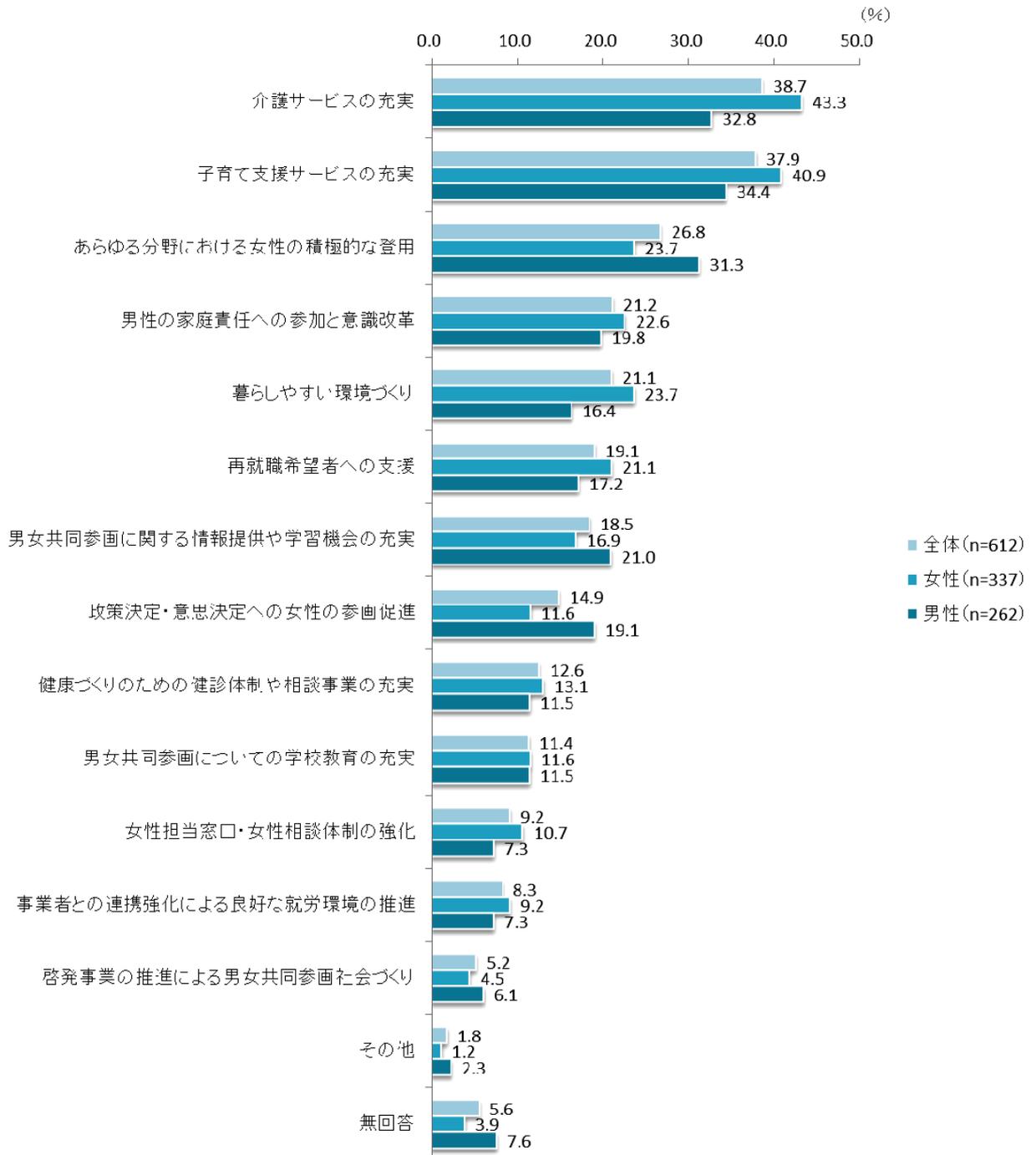


資料 狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

狛江市男女共同参画に関する市民意識調査において、市における男女共同参画社会づくりのために重要な施策について質問しました。その結果、「介護サービスの充実」、「子育て支援サービスの充実」が上位にきており、次いで「あらゆる分野における女性の積極的な登用」、「男性の家庭責任への参加と意識改革」となっています。

これらの施策の充実を図り、幅広く事業を展開していくことが求められています。

#### ◇男女共同参画社会づくりのために重要な施策





## Ⅱ 計画の基本的な考え方

---

1 基本理念

2 基本目標

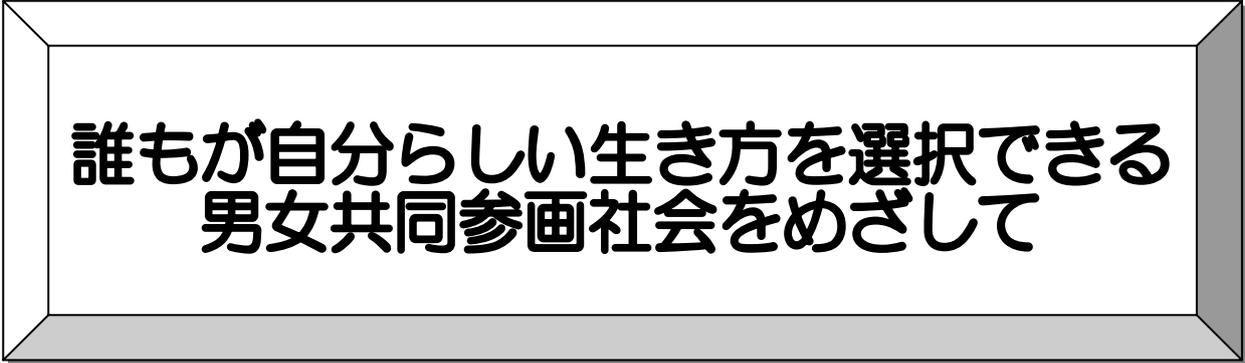
3 重点テーマ

◇重点テーマの目標指標一覧

4 計画の体系

## 1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。



**誰もが自分らしい生き方を選択できる  
男女共同参画社会をめざして**

男女共同参画社会は、すべての市民一人ひとりの人権尊重を基盤としています。誰もが、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

## 2 基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。

**基本目標1 男女共同参画の意識づくり**

**基本目標2 人権が尊重される社会の形成**

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

**基本目標3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり**

**基本目標4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進**

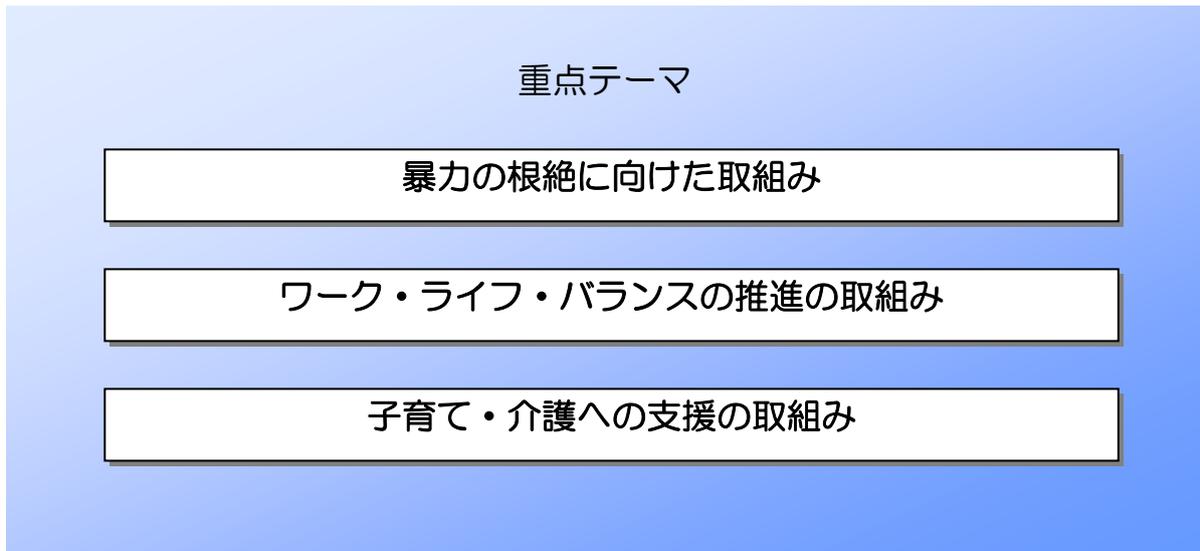
**基本目標5 子育て・介護を支える環境の充実**

**基本目標6 男女共同参画推進のための体制の強化**

### 3 重点テーマ

本計画では、狛江市における男女共同参画の現状等をふまえ、特に力を入れるべき3つの重点テーマを定め、男女共同参画社会の実現をめざします。

各基本目標に基づく施策、事業を進めていくうえで、次に掲げるテーマに深く関わる部分について、重点事業として取り組んでいくこととします。



#### ○暴力の根絶に向けた取組み

日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜む様々な暴力に気付き、防止することで、お互いを尊重し合う男女共同参画社会が実現します。特に配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、深刻な状況におちいる危険性があります。防止への取組みと適切な被害者支援が重要です。

#### ○ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み

近年、仕事と家庭、地域生活の調和がとれた生活の実現で生活の質を高めることが求められています。働き方の見直しを図るとともに、企業への理解促進、社会全体の意識改革が必要です。

#### ○子育て・介護への支援の取組み

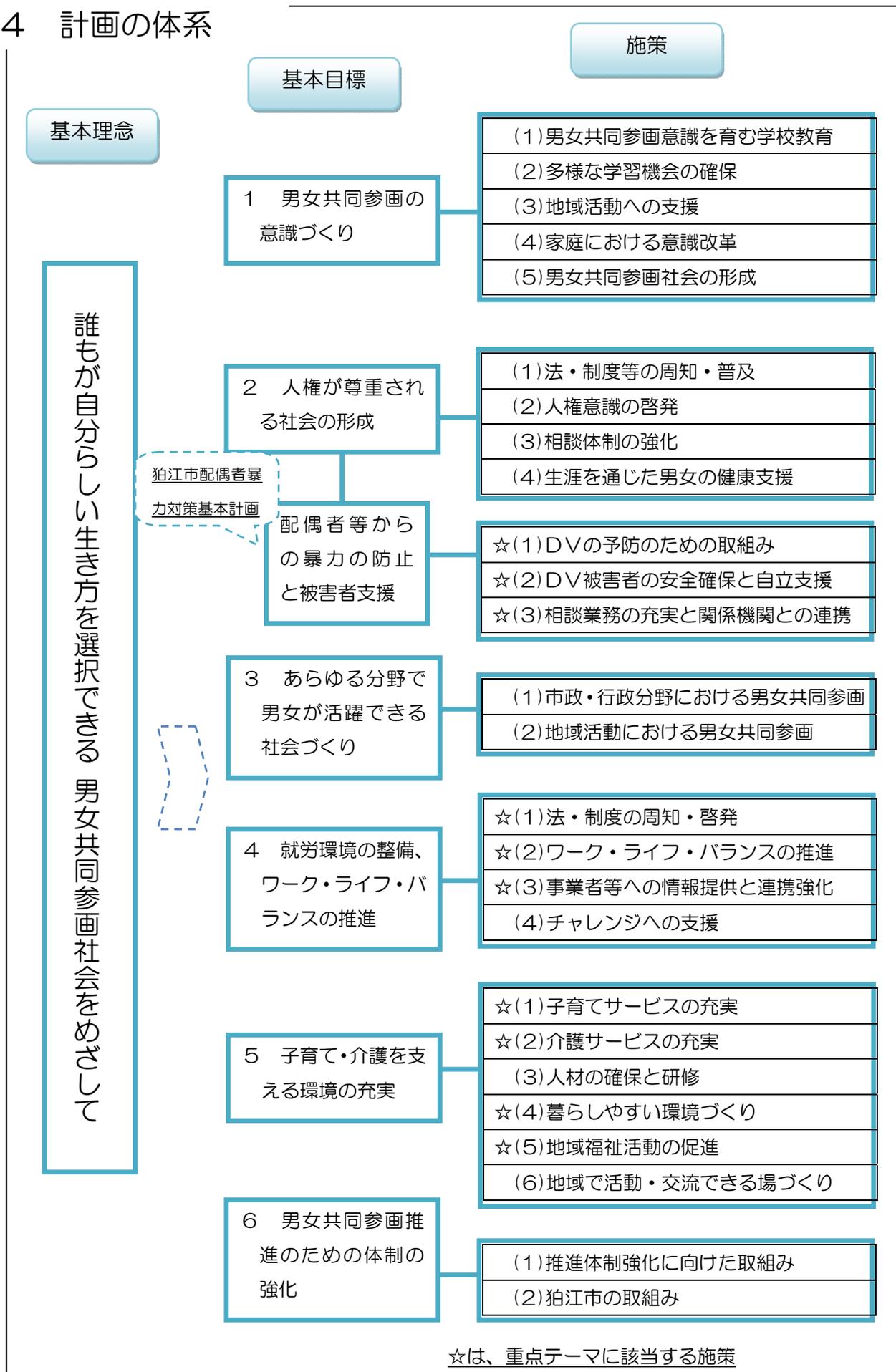
男女共同参画社会の実現の基盤として、子育て・介護を社会全体で支える仕組みが必要です。特に最近では、介護の問題が大きくなってきており、制度や支援体制の充実が求められています。

◇ 重点テーマの目標指標一覧

重点テーマ	指標	前回数値 (平成21年度)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	
暴力の根絶に向けた取組み	DVの被害を受けた人のうち「相談した」人の割合	27.6%	33.8%	40%	
	デートDVの認知度	—	38.4%	50%	
	DVの相談先の中で市役所の認知度	政策室 (女性悩みごと相談)	16.4%	21.9%	30%
		子育て支援課 (母子・女性相談)	10.3%	17.6%	30%
	DV防止法の認知度	86.3%	82.2%	90%	
ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み	ワーク・ライフ・バランスの認知度	47.6%	54.9%	60%	
	仕事と家庭生活と個人の生活を両立している人の割合	6.7%	7.4%	15%	
	「職場の中で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	20.6%	17.8%	30%	
子育て・介護への支援の取組み	「家庭の中で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	34.2%	35.5%	45%	
	子育て経験者のうち「子育てへの関わりは十分である」と思っている人の割合	69.2%	76.7%	85%	
	家庭内での役割について「親の介護」は夫婦で「共に協力」して担うのがよいと思う人の割合	—	78.1%	85%	

※数値の根拠は、狛江市男女共同参画に関する市民意識調査によります。

## 4 計画の体系



## Ⅲ 計画の内容

- 
- 1 男女共同参画の意識づくり
  - 2 人権が尊重される社会の形成  
配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
  - 3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり
  - 4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進
  - 5 子育て・介護を支える環境の充実
  - 6 男女共同参画推進のための体制の強化

## 1 男女共同参画の意識づくり

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女共同参画社会の実現を促進するための基礎となります。家庭・地域・職場・教育・行政において、男女共同参画社会を構築します。

### 【施策】

#### (1) 男女共同参画意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女共同参画意識を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における男女共同参画の視点に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
1	男女平等に関する人権教育	人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
2	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない生き方を考えさせる指導を実施	指導室
3	教職員研修における男女共同参画の充実	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室

## (2) 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女共同参画に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
4	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
5	男女共同参画に関する市民活動等に関する資料整備と情報提供	冊子・チラシ等の配置、活動記録の作成、資料の整備	政策室 公民館
6	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	パンフレット、小冊子等の制作、配布	政策室
7	社会教育事業の充実（多様なニーズに対応した講座等の実施）	多種多様な市民ニーズに対応する学習の機会提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
8	男女共同参画関連図書の実践と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館

## (3) 地域活動への支援

性別や年齢に関わらず誰もが地域で様々な活動に参加できる環境を支援します。イベントを通して男女共同参画意識を育み、地域活動の活性化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
9	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会への助成・支援、町会・自治会へのコミュニティ活動への助成と取組みの支援、情報提供	地域活性課
10	地域活動やボランティア等の広報・情報提供	公民館だよりの発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供	公民館
11	市民の交流・ネットワーク化の推進	市民活動支援センターでの市民団体のネットワークづくりの支援	政策室
12	社会教育活動への支援	社会教育関係団体に対し施設等の使用料の減免や後援名義の使用承認等により支援	社会教育課
13	国際交流の促進と在住外国人への支援（新規）	国際交流が推進する事業実施と在住外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	政策室

#### (4) 家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、男女共同参画に関する普及啓発、情報提供を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
14	家庭における男女平等教育の推進	啓発紙や情報冊子等を活用し、周知啓発	政策室
15	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供・相談窓口の充実、ママパパ学級の実施等により普及啓発	高齢障がい課 健康推進課 子育て支援課
16	両性の尊重と性に関わる教育の推進	人権教育、家庭における両性の尊重と性に関わる指導の実施	指導室

#### (5) 男女共同参画社会の形成

市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
17	男女共同参画に関する市民意識調査	計画見直し時期に実施	政策室
18	国、都、他の自治体等の資料収集	国・都・他の自治体からの資料収集、配布	政策室
19	広報こまえによる男女共同参画に関する広報	情報提供のため広報こまえへ掲載	政策室
20	男女共同参画施策推進状況の調査	毎年度、事業実績の調査と評価を実施	政策室
21	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	研修、講演会、会議の参加及び情報交換、他自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進 法整備については必要な際に要請	政策室
22	男女共同参画についての標語等の募集	市民が男女共同参画に親しむシンボルマークや標語等を募集	政策室

## 2 人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障がいなどによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

あらゆる暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、人権の侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。

女性も男性も互いの特質を十分に理解し合い、思いやりのある社会こそ男女共同参画社会であると考えます。また、性同一性障害等の性的マイノリティへの配慮等、性の多様性を認め合うことも大切です。

### 【施策】

#### (1) 法・制度等の周知・普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
23	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
24	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまえ、ホームページを活用した積極的な情報提供 各課から情報を収集し、関連記事を報道機関に提供	秘書広報室

---

#### ◇性的マイノリティ

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

#### ◇セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

## (2) 人権意識の啓発

ドメスティック・バイオレンスやストーカー、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女共同参画に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止等の啓発に取り組みます。

また市民のメディア・リテラシーを育成し、男女共同参画の視点にたち情報を取捨選択することが大切です。

No.	事業名	概要・目標	担当課
25	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	職員課
26	男女共同参画に関する人権意識の啓発	人権週間等を利用し、パネル展示や催し開催等、啓発を実施	政策室
27	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策（新規）	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、様々な虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
28	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点にたち情報を取捨選択する能力の普及、男女共同参画の視点にたった広報こまめや行政資料の発行	秘書広報室 政策室

## (3) 相談体制の強化

男女共同参画を阻む様々な問題に関して相談を受け付ける身近な窓口を設置し、被害者への支援、精神的なケアを実施するとともに、日々の暮らしの中に潜む人権侵害の防止につなげます。

あわせて、専門相談体制の整備や充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
29	女性問題担当窓口・女性相談の強化	女性悩みごと相談や母子・女性相談の実施と充実	政策室 子育て支援課
30	暴力等の人権相談の充実	人権身の上相談の実施と充実	政策室

### ◇メディア・リテラシー（情報活用能力）

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

#### (4) 生涯を通じた男女の健康支援

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、自分の身体や性について十分に理解し自己決定していくことが大切であり、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

妊娠、出産等、女性特有の健康上の問題について適切な保健事業を推進するとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
31	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課
32	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
33	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
34	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、様々な方法で保健指導の実施と充実	健康推進課
35	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課

---

#### ◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

## 狛江市配偶者暴力対策基本計画

### 一配偶者等からの暴力の防止と被害者支援一

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVの根絶に向け、関係機関と連携し、相談、保護、自立支援のための取組みを進めます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、DV防止及び被害者の支援のための基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能の整備が市町村の努力義務として規定されています。市では、本項を「狛江市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけます。

#### <計画の基本的視点>

- ①DVはどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- ②DVの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- ③地域課題に則したきめ細かな取組みの推進
- ④既存のセーフティネット制度の活用
- ⑤東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

#### 【施策】

##### （１）DVの予防のための取組み

DVを根絶させるためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
36	DV防止のための広報啓発活動の普及	DVの背景、実態を理解するため、様々な機会を通じて広報啓発活動を普及	政策室
37	デートDVに関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室
38	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室

#### ◇デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

## (2) DV被害者の安全確保と自立支援

DVは、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

DVを発見し情報提供してもらうためには、学校や児童相談所、民生・児童委員、町会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上で市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っていきます。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
39	関係機関等による情報提供の周知、健診等を通じての早期発見と対応	DV発見や被害者からの相談に関する情報提供について、市民や医療、福祉、教育、相談窓口等の関係者への理解と浸透	政策室 子育て支援課
40	被害者の安全確保	既存の一時保護避難場所との連携	子育て支援課
41	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子育て支援課
42	民間シェルターへの支援の検討	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターへの支援を検討	子育て支援課
43	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子育て支援課
44	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取り組み強化	政策室

---

### ◇民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

### (3) 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療において暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市、警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携し、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
45	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室 子育て支援課
46	関係機関との連携強化	学校、東京都女性センターや、医療機関や警察等との連絡体制の連携	子育て支援課
47	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室 子育て支援課
48	配偶者暴力相談支援センター機能の検討（新規）	配偶者暴力相談支援センター機能について研究と整備の検討	政策室

---

#### ◇配偶者暴力相談支援センター

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、DV被害者支援のための拠点です。

### 3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり

男女共同参画社会を実現するために、政治分野、行政分野、地域活動等における、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画を進めます。

#### 【施策】

##### (1) 市政・行政分野における男女共同参画

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

また、行政が自ら積極的な男女共同参画を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の登用に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成とならないよう、是正措置を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
49	市政に参画する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等により情報提供	政策室
50	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室
51	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課

## (2) 地域活動における男女共同参画

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、NGO・NPOや市民団体の活動を支援します。

また、地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた取組みを推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
52	NGO、NPO、市民活動団体への支援や参加促進	関連記事を広報やホームページに掲載し活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室 地域活性課
53	地域活動を担う女性リーダーの育成促進（新規）	自治会等への働きかけやリーダー講習会等の情報提供・実施	政策室
54	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進（新規）	男女のニーズの違いに配慮し、女性の意見の反映を促進し、男女双方の視点に基づいた避難所運営や備蓄品の整備	安心安全課

---

### ◇NGO

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

### ◇NPO

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

## 4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに個性や能力を發揮し、自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との両立ができる社会にするためには、働き方の見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにします。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものです。市は、ジェンダー（社会的性別）による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、男女が自らの働き方を見直し、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進について理解し、その取組みを促進するための支援が重要であると考えます。

女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で重要な課題であり、特に子育て中の女性が新たに就労しようとしても困難な状況があります。就労に関わる情報提供と女性の能力發揮の支援を図り、男女一人ひとりが自由に生き方を選択できる社会の形成を推進していきます。

### 【施策】

#### （１）法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
55	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室 地域活性課

#### （２）ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

市民に対する講習会の実施や労働者の権利が確保されるよう相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
56	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報収集・提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課 子育て支援課
57	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課

### (3) 事業者等への情報提供と連携強化

育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、事業者への普及促進事業を推進し、企業の積極的な取組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
58	事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
59	アンパイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる普及啓発	パンフレット・資料の情報提供や自営業者に対する講習会の実施	地域活性課
60	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

### (4) チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ講習、また起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

No.	事業名	概要・目標	担当課
61	起業支援の情報の提供	起業相談の情報提供・実施	地域活性課
62	再就職希望者への自己啓発の支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
63	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
64	職業能力向上に向けた機会・情報提供	スキルアップ講習会の実施、情報提供	地域活性課

---

#### ◇ジェンダー

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

#### ◇アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

## 5 子育て・介護を支える環境の充実

いつでも、誰もが子どもを産み育てることができる子育て環境を整備するとともに、地域活動や就労と介護の両立ができる社会をめざします。

子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう環境整備を図るとともに、地域全体での支援体制を充実していきます。

### 【施策】

#### (1) 子育てサービスの充実

市は、狛江市子ども・子育て支援事業計画等を推進し、待機児の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施します。

子育て支援をテーマとした講座の実施や、広報紙やホームページ、子育てに関するポータルサイトを活用した広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
65	子育て相談	子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化 市内施設での相談の実施	子育て支援課 児童青少年課
66	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育・産休明け保育の充実、長時間開所保育の実施	児童青少年課
67	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子育て支援課 児童青少年課
68	障がい児への支援の充実	障がい児の保育時間の延長、障がい児の受入月齢引下げ、障がい児学童保育受入の充実	児童青少年課
69	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化	児童青少年課
70	病児保育の充実	病児保育室での医師・保育士等の連携	子育て支援課
71	私立幼稚園への助成	私立幼稚園協会等への助成	子育て支援課
72	待機児対策の推進（新規）	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等の施設整備	児童青少年課
73	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子育て支援課 公民館
74	子育て支援広報	広報紙、ホームページ等を通じた子育て支援情報の掲載、子育てに関するポータルサイトの拡充	子育て支援課

## (2) 介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、狛江市障害者計画・障害福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正な運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
75	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
76	介護保険制度の周知	パンフレットの配布・まなび講座を実施	高齢障がい課
77	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関と連絡調整・地域ケア会議開催	高齢障がい課
78	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
79	家族介護者への支援（新規）	介護講習会の開催や家族・介護者のつどいの支援、家族介護者の相談事業の実施	福祉相談課 高齢障がい課

## (3) 人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。男性保育士や男性ボランティア等の充実も図り、社会全体で支える仕組みを強化します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
80	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、障がいに関する講座等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	地域福祉課 福祉相談課 子育て支援課
81	男性保育士の確保	男女を対象に平等・公正に保育士を採用、保育士募集における男性への働きかけ	職員課 児童青少年課
82	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	福祉系大学実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課 高齢障がい課
83	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童青少年課

#### (4) 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるような環境を整備し、道路や住宅のバリアフリー化の整備を推進し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
84	あいとびあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等が暮らしやすい環境を推進する場としてのあいとびあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
85	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
86	福祉のまちづくりの普及・推進（新規）	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	地域福祉課

#### (5) 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
87	保健センターの充実	健康に関する事業の充実	健康推進課
88	老人福祉センターの充実	老人福祉センター事業の充実	高齢障がい課
89	障害者福祉センターの充実	水泳教室、給食サービス、療育相談、その他相談事業等の実施	高齢障がい課
90	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
91	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとびあセンター内のボランティアセンター等において福祉推進団体の活動の場を確保	地域福祉課

#### ◇ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、すべての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

(6) 地域で活動・交流できる場づくり

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者等の生きがいづくりと能力活用を進めます。

また、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
92	市民農園の活用	市民農園の充実、シルバー区画と福社区画を設置	地域活性課
93	高齢者の能力開発講座の実施	多様な能力開発講座の実施	公民館
94	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
95	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室・大会の実施	社会教育課
96	子育てカフェ等の子育て世代の交流の場づくりの支援	母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等をできる場づくりへの支援	子育て支援課
97	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子育て支援課

## 6 男女共同参画推進のための体制の強化

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者とともに、男女共同参画を実践します。

また、国、東京都、他自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を図ります。

### 【施策】

#### (1) 推進体制強化に向けた取組み

男女共同参画施策・事業を着実に推進していくために、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

また、市民参加による計画の推進のため、男女共同参画推進委員会の取組みを推進するとともに、市、事業者や関係団体との連携を強化、市民への効果的な周知・普及を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
98	男女共同参画推進委員会の活動推進（新規）	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
99	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室
100	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画の推進本部と推進会議の機能充実	政策室
101	市民への男女共同参画推進計画の周知（新規）	多くの市民が男女共同参画推進計画の取組みを知る機会を提供	政策室

#### (2) 狛江市の取組み

市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市役所が市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みを進めていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
102	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	一般行政職における女性割合の30%確保、あらゆる職場において男女のバランスのとれた配置	職員課
103	庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員へのワークライフバランスの意識啓発、育児・介護休業の取得率促進、時間外勤務の縮減	職員課



西河原自然公園

## Ⅳ 参考資料

- 
- 1 狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会委員名簿
  - 2 狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会開催状況
  - 3 狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会設置規則
  - 4 男女共同参画推進に関する国内外の動き
  - 5 関連資料
    - (1) 男女共同参画社会基本法
    - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
    - (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
  - 6 用語解説

## 1 狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会 委員名簿

役職	選出区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	奥村 隆一	(株)三菱総合研究所 主任研究員
副委員長	有識者	西山 偕子	狛江市男女共同参画 推進委員
委員	有識者	菊池 正明	狛江市男女共同参画 推進委員
	有識者	野本 留美子	狛江市男女共同参画 推進委員
	有識者	松坂 雄一	狛江市男女共同参画 推進委員
	公募市民	小池 喜代子	
	公募市民	平野 竜智	
	市職員	小川 啓二	企画財政部 政策室長
	市職員	小川 みゆき	児童青少年部 子育て支援課長
	市職員	細谷 俊太郎	教育部 指導室統括指導主事

(敬称略)

## 2 狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	6月19日(木)	委員会の進め方について 男女共同参画推進計画について
第2回	8月27日(水)	市民意識調査の結果について 男女共同参画推進計画改訂骨子案について
第3回	10月29日(水)	平成25年度推進状況報告書について 男女共同参画推進計画改訂案について
第4回	12月3日(水)	男女共同参画推進フォーラム実施報告について 男女共同参画推進計画改訂案について

### 3 狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会設置規則

平成26年3月27日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市における男女共同参画社会の実現を目的とし、狛江市男女共同参画推進計画「ともに生きる こまえ21プラン」(以下「計画」という。)を改訂するため、狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する調査、研究及び協議に関すること。
- (2) 計画改訂に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 識見を有する者 4人
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項に基づく計画改訂完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年3月31日に、その効力を失う。

## 4 男女共同参画推進に関する国内外の動き

－国際婦人年以降－

年次	国連等	国・都	狛江市
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択 ○第30回国連総会で1976年～85年を「国連婦人の10年」と宣言	○総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室(企画推進会議)を設置	○昭和46年より、社会教育事業の中で女性問題学習に取り組み始める
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に婦人労働問題担当室を設置	○育児休業法施行 ○民法改正(離婚後婚氏続称制度)	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館開設 ○東京都婦人相談センター発足	
1978年 (昭和53年)		○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	○公民館で「女性の悩みごと相談」実施
1979年 (昭和54年)	○第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択	○東京都婦人情報センター開設	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設) ○女子差別撤廃条約署名	
1981年 (昭和56年)	○女子差別撤廃条約発効	○「国内行動計画後期重点目標」策定 ○母子福祉法改正	
1982年 (昭和57年)			
1983年 (昭和58年)		○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)	
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○国民年金法改正(女性の年金権確立) ○男女雇用機会均等法成立 ○女子差別撤廃条約批准(6月)	○婦人問題協議会設置
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行	○「男女平等に関する市民の行動と意識調査」実施 ○婦人問題協議会報告 ○婦人行動計画策定
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(総理府)	
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)	
1989年 (平成元年)	○第44回国連総会で「児童の権利に関する条約」採択	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表	○女性関係事業庁内推進会議設置
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)	○第78回ILO総会で「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○女性問題解決東京都行動計画策定	

年次	国連等	国・都	狛江市
1992年 (平成4年)		○育児休業法施行 ○東京女性財団設立	○第1回女性フォーラム開催
1993年 (平成5年)	○第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	○「パートタイム労働法」施行	○「男女平等に関する市民意識調査」実施
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択	○児童の権利に関する条約批准 ○総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会を設置 ○男女共同参画推進本部発足	○狛江市女性行動計画策定 ○女性行動計画推進会議設置
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」を採択	○改正育児休業法施行(介護休業制度) ○「東京ウィメンズプラザ」開館	
1996年 (平成8年)		○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(総理府)	
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正	○男女平等理解のための職員研修会開催
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申 ○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	
1999年 (平成11年)	○「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択、発行	○(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行	○女性行動計画推進本部設置 ○職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則施行
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) (北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)	○「ストーカー行為等規制法」施行 ○男女共同参画基本計画策定 ○東京都男女平等参画基本条例施行	○職員旧姓使用取扱要綱施行 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「男女共同参画に関する職員意識調査」実施
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○「DV防止法」施行	○「狛江市女性行動計画2001～こまえ男女平等推進プラン」策定 ○こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部設置 ○こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置
2002年 (平成14年)		○改正「育児・介護休業法」施行 ○男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」計画期間：平成14年～平成18年度	○女性悩みごと相談開始 ○男女共同参画推進フォーラム実行委員会設置 ○男女平等フォーラムで情報紙「こまえーる」発行 ○市役所2階ロビーに「男女平等関係資料コーナー」開設

年次	国連等	国・都	狛江市
2003年 (平成15年)	○女性差別撤廃委員会による 日本レポート審議、「最終コ メント」	○「次世代育成支援対策推進法」施 行 ○「少子化社会対策基本法」成立	
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者特例法」施行 ○「DV防止法」改正 ○内閣府「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本方 針」策定	
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級 会合(第49回国連婦人の地位 委員会)開催	○改正「育児・介護休業法」施行 ○男女共同参画計画(第2次)策定	○「男女平等に関する市 民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		○東京都配偶者暴力対策基本計画策 定 ○改正「男女雇用機会均等法」成立	
2007年 (平成19年)		○「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」・「仕事と生 活の調和推進のための行動指針」策 定 ○男女平等参画のための東京都行 動計画チャンス&サポート東京プラン 2007 策定 ○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「パートタイム労働法」改正 ○「DV防止法」改正	
2008年 (平成20年)		○改正「DV防止法」施行 ○改正「パートタイム労働法」施行	
2009年 (平成21年)		○「育児・介護休業法」改正 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」 改定	○「男女共同参画に関す る市民意識調査」実施 ○男女共同参画推進計画 策定委員会設置
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」世界閣僚級 会合(第59回国連婦人の地位 委員会)開催	○「第3次男女共同参画基本計画」 策定 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」・「仕事と生 活の調和推進のための行動指針」改 定	○「狛江市男女共同参画 推進計画・狛江市配偶者 暴力対策基本計画」策定
2011年 (平成23年)			○狛江市男女共同参画推 進委員会設置
2012年 (平成24年)		○「男女平等参画のための東京都行 動計画ーチャンス&サポート東京プ ラン2012」策定 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」 改定	
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」改正	
2014年 (平成26年)			○狛江市男女共同参画に 関する市民意識調査実施 ○狛江市男女共同参画推 進計画改訂委員会設置
2015年 (平成27年)			○「狛江市男女共同参画 推進計画・狛江市配偶者 暴力対策基本計画」改訂

## 5 関連資料

### (1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第一百二号

同 平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号

#### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、

男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正 平成二六年 四月二三日法律第二八号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則 (第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)

#### 第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

#### 第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)

#### 第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)

#### 第五章の二 補則 (第二十八条の二)

#### 第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、

事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対

する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就

学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身近につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げ

る事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成 19 年 12 月 18 日策定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

#### 〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### (仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### (多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

#### (多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### (明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

### 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

#### ① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

#### ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

### 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## 6 用語解説

### ア行

#### ◇アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

#### ◇NGO

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

#### ◇NPO

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

### サ行

#### ◇ジェンダー

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

#### ◇性的マイノリティ

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

#### ◇セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

### タ行

#### ◇ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力の他、性的暴力や言葉による精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、外出を制限する等の社会的暴力があります。

#### ◇デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

## ハ行

### ◇配偶者暴力相談支援センター

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、DV被害者支援のための拠点です。

### ◇パブリックコメント

行政機関が政策等を策定するにあたって、事前にその計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するものです。

## マ行

### ◇民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

### ◇メディア・リテラシー（情報活用能力）

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

## ヤ行

### ◇ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、すべての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

## ラ行

### ◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

## ワ行

### ◇ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。



多摩川の河川敷

登録番号（刊行物番号）

H26-60

狛江市男女共同参画推進計画  
（平成27年度～平成31年度）

平成27年3月発行

発行 狛江市

編集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目1番5号

03(3430)1111

印刷 庁内印刷

頒布価格 110円